

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	角川 (角川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	29.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	27.9 ha
② 田の面積	27.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10.98 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域においては水稲及び露地野菜による農業経営を営む農家が多い。地区内は3地域(北、中、南)に分かれておりそれぞれの地域面積は広くさらに地域間の距離は離れている。地区内の農地についてはおおむね基盤整備事業が行われているが、未整備田においては放棄地の増加がみられる。各農家においては現状維持の傾向が強く規模拡大志向の農家は多くない。そのため10年先を見据えたときにはリタイヤする農家が増加する懸念がある。後継者が見込まれる農家については円滑な経営承継を進めていくと同時に、移住者を含めた新たな担い手の確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稲と露地野菜(主にタマネギ)が中心であるが、ハウスにより経営の効率化を図っている農家もある。水稲については集落営農組織による共同化を図りコストの低減をはかるといった計画もあったが、角川地区は地域が広大なため集落営農組織については話が進んでいない。農業用機械の共同利用については一部の地域で実施がされているのでこれらについてはその範囲を拡大していきたい。農業従事者は高齢化が進み、今後継続できない農地については集約化を図ることが課題である。農地の賃貸借のあり方についても他地域や県内の事例を参考にしていきたいと考えている。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから農業後継者に経営を移譲した経営体や移住による新規就農者などが現れた場合は農地の集積をしていくことを検討する。優良農地は耕作放棄地としない工夫を考えていきたい。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30.3	%	将来の目標とする集積率
			30.3 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地を貸し付ける場合は、極力近隣を耕作する者に預け、少しずつ集団化・集約化をすすめていきたい。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域内の農地については、原則として地域の担い手が借り受けるなどの効率的な農業経営ができるように努めていきたい。そのためには日頃のコミュニケーションを図っていくことが大事である。また角川地区には8つの田主があるので農地の情報は田主に集まるようにしていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借をすすめていきたい。
(3)基盤整備事業への取組
地域内では基盤整備はおおむねできている。できれば、高齢化も進んでいることから負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば活用したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
コスト的に見合うのであれば活用したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ① 地域による鳥獣被害対策について、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや、角川3地域(北、中、南)の情報の共有を図りたい。
- ③ スマート農業については農業機械の有効利用により取り組み始めている農家があるので実証しながら地域に拡大していきたい。
- ⑦ 中山間地域直接支払や多面的機能支払を活用して、地域ぐるみで農地等の保全・管理等を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、野菜、苺	4.32 ha	ha	水稻、野菜、苺	4.32 ha	ha	青色	
認農		水稻、野菜、牛	2.38 ha	ha	水稻、野菜、牛	2.38 ha	ha	黄色	
認就		水稻、野菜、飼料作物	2.14 ha	ha	水稻、野菜、飼料作物	2.14 ha	ha	ピンク	
認就		野菜、小麦	0.18 ha	ha	野菜、小麦	0.18 ha	ha	オレンジ	
利用者	その他耕作者(30名)	水稻、野菜、飼料作物	20.82 ha	ha	水稻、野菜、飼料作物	9.83 ha	ha	グレー	
	耕作者未定		ha	ha		10.98 ha	ha	茶色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		29.8 ha	0 ha		29.8 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JA五色	収穫機械の貸し出し	たまねぎ

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。